

ぎふけんアイコスEX建物等の課題に関する検討会議の検討結果

設計者、施工者による共同報告書（9月30日）、及びその後発生した漏水（10月2日）の報告について、アドバイザー（外部有識者）の意見を踏まえ、本検討会議で検討した結果は、以下のとおりである。

1 「漏水の原因」について

「屋根内部の結露水が落水している」ことは推定されるが、
「屋根外部面からの雨漏りが原因ではない」とすることについては、
報告書に記された理由により結論付けるのは尚早と考えるため、
現段階において、漏水の原因から雨漏りを排除することはできないものとする。

2 「結露の原因となる水分供給源」について

下記の理由により、報告書に記された可能性（①、②）及び他の可能性（③）を含め、
結露の原因究明は不十分である。

- ① 工事期間中の降雨により、屋根内の建材全体が吸収した水分
⇒現在は、一定程度乾燥したものと考えられる。
- ② 室内からの湿気の流入
⇒人体から発生する水分については、
その処理について、設計時に考慮されるべきものとする。
・コンクリート床等から発生する水分の量は、完成直後には相当あったと思われるが、
現在においても、完成直後と同等に発生しているとは考え難い。
- ③ 屋外からの湿気
⇒テラス屋根部の構造などから、
屋外の湿気が室内を介して、屋根内部に流入している可能性は否定できない。

3 「今後の対策」について

- ・上記のとおり原因究明は不十分であり、
原因の一層の究明及び、それに対する効果的な対策の検討を強く求める。
- ・対策の一つとして、現段階においては、提案のあった3台の換気装置の常設設置を認める。
 - ・換気装置の性能及び温湿度など外気環境による換気時間帯等制御の条件を
設計者及び施工者において、平成28年11月末までに定めること。
 - ・職員の負担とならない等、運用面にも配慮した装置を別途指示する日までに設置すること。
 - ・温湿度に関するモニタリングについて、今後5年間継続すること。
- ・夏季冷房時の相対湿度が、設計設定値（温度28℃・相対湿度40%）を上回る（相対湿度70%前後）
時があることから、これまでの空調の運転状況の検証及び屋根内部の結露への影響について
考察を行うこと。

4 その他

- ・建物2階天井からの漏水が、1年以上断続して発生し現在も解消が図られていないこと、
また、利用者の不安を払しょくするため、漏水に係る瑕疵担保につき、
3者（岐阜市、設計者、施工者）において、期間を延長（10年）する合意書の取り交しを求める。
- ・本件漏水によって発生した換気設備の電気代（仮設期間分143,855円*現時点）
及びアドバイザー謝金等（66,280円*現時点）を請求する。